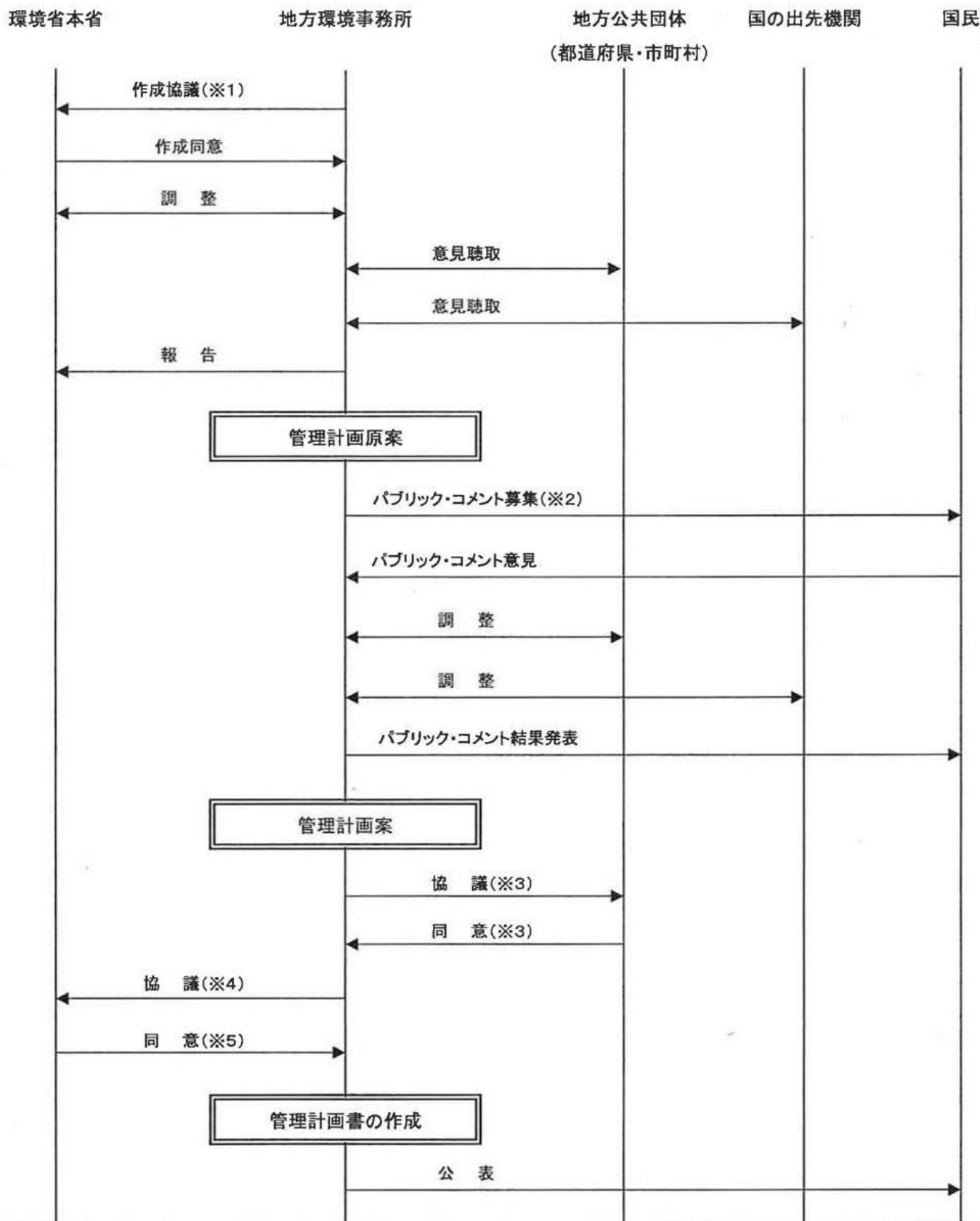


# 国立公園管理計画作成手順



※1 軽微な管理計画の変更については、自然環境局長の作成同意を受けずとも、所長の判断により行うことができる  
 ※2 軽微な改定や4の(5)に掲げる事項に関係しない変更等であって、地域住民等地元関係者の意見聴取やパブリック・コメントによる意見募集の必要がないと地方環境事務所長が判断した場合、省略できる  
 ※3 第4の(5)に掲げる事項の作成に当たり、法定受託事務実施都県の場合  
 ※4 管理計画書に記載する事項のうち、第4の(2)及び(5)に掲げる事項について行う  
 ※5 原則3ヶ月以内